

随意契約の結果の公表

健康福祉部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備考 |
|---|----------|---|-----------|---------------|---|----------------------|----|---------------|----|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 令和6年度島根県介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修事業（指導者講習） | R6.10.11 | 社会福祉法人恩賜財団 島根県済生会江津総合病院 院長 島根県江津市江津町1016番地37 | 1,450,000 | 第167条の2第1項第2号 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修講師となる県で開催した指導者講習（不特定多数の者対象）修了者が、同一法人内の事業所含め複数名所属していること。 ・これまでに県の委託により当該研修を実施した実績があること。 ・自らの施設で一定数以上の研修受講者の受け入れが可能であり、研修に必要な設備機器等が充実していること。 ・県西部の中核病院として、急性期から回復期、慢性期療養までの一貫した医療の提供を推進する総合診療施設としての機能を果たし、地域包括ケア体制の推進、人材確保・育成にも力を入れて取り組んでいることから、当該研修を実施する機関として相応しいと認められること。 ・以上のことから、本業務を適切に実施できる唯一の法人であると認められるため。 | | | 高齢者福祉課 | |